

自転車の交通死亡事故が多発！

愛知県における平成 29 年の交通事故死者数は 200 人で、全国ワースト 1 位でした。

自転車乗用中の事故死者数... **35 人**
(平成 29 年)

事故類型別死者数 (平成 29 年)



自転車乗用中の事故死者数を類型別に見てみると、出合頭が最も多く 21 人で、全体の 6 割を占めています。

こんな運転はやめましょう！



スマートフォンなどを使いながらの運転



イヤホンやヘッドホンで音楽などを聞きながらの運転

万が一の時に備えて

自転車は安全に利用しないと事故の加害者になることもあります。万が一の時に備え、以下の保険・制度を活用しましょう。

◆ 個人賠償責任保険

事故の相手方に怪我をさせたり、物を壊した場合に備えることができます。

◆ 傷害保険

自分自身が怪我をした場合に備えることができます。

◆ 自転車安全整備制度〈TSマーク〉

自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車に貼付され、傷害保険と賠償責任保険が付帯されています。

個人賠償責任保険や傷害保険は、自動車保険等の特約に付帯している場合もあります。現在加入している保険等を確認し、御自身に合ったものを選択しましょう。

詳しくは、保険会社にお問合せください。

悪質な自転車運転危険行為に対して講習が義務化されました

以下の 14 項目の「危険行為」により、3 年以内に 2 回以上摘発された違反者は、講習の対象となります。(道路交通法の一部改正、平成 27 年 6 月 1 日施行)

◆ 14 項目の「危険行為」

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 信号無視 | ⑧ 交差点での右折車優先妨害など |
| ② 通行禁止違反 | ⑨ 環状交差点での安全進行義務違反など |
| ③ 歩行者専用道での徐行違反など | ⑩ 一時停止違反 |
| ④ 通行区分違反 | ⑪ 歩道での歩行者妨害 |
| ⑤ 路側帯の歩行者妨害 | ⑫ ブレーキのない自転車運転 |
| ⑥ 遮断機が下りた踏切への立ち入り | ⑬ 酒酔い運転 |
| ⑦ 交差点での優先道路通行車妨害など | ⑭ 安全運転義務違反 |

自転車も加害者になります
安全に利用していますか？

自転車の

安全利用を進めよう！



ストップ・ザ 交通事故 高めようモラル 守ろうルール



自転車安全利用五則を守りましょう！

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

◆ 歩道を通行できる場合があります

- 「通行可」の標識や標示があるとき
- 車道または交通の状況から歩道通行することがやむを得ないと認められるとき（道路工事・違反駐車等）
- 児童、幼児、70歳以上の高齢者及び身体に障害がある人が運転するとき



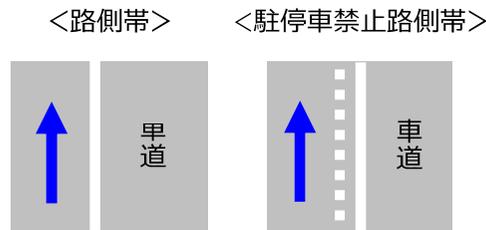
② 車道は左側を通行

自転車は車道を通行するとき、車道の左端に寄って通行しなければなりません。



◆ 車道の左側の路側帯を通行できます

※路側帯... 歩道と車道の区別がない道路の左端に引かれた白線の外側部分



車道の右側の路側帯を通行すると3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられます。

③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐

歩道を通行できる場合でも、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



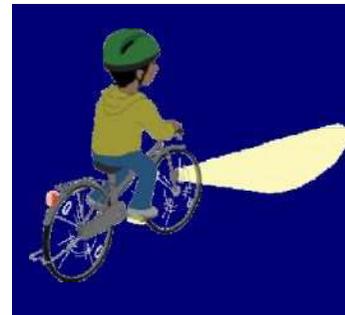
④ 安全ルールを守る

◆ 二人乗り・並進走行の禁止



◆ 夜間はライトを点灯

車のドライバーから見やすいように、必ずライトを点灯しましょう。



◆ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

信号は必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号に従いましょう。



歩行者・自転車専用信号機

「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右をよく見て、安全に通行しましょう。



◆ 飲酒運転の禁止

酒酔い状態で自転車を運転した場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットを着用させましょう。



あごひもはしっかり締めましょう！